

保育士の皆さんの 「働きたい」を 貸付制度で応援します!



保育士として新たに勤務する方や再就職される方には、就職に必要な費用をお貸しします。未就学のお子さんがある保育士の皆さんには、保育料やファミリーサポート・ベビーシッター等利用料の一部をお貸しします。

保育所復帰 支援資金

お子さんの保育料を貸付
(保育料の半額 月額 27,000 円以内)

最長 1 年間

再就職支援資金

再就職に必要な費用を貸付
(400,000 円以内)

1 人 1 回限り

子供の 預かり支援資金

ファミリーサポートセンター事業
・ベビーシッター派遣事業等の
利用料を貸付
(年額 123,000 円以内)

最長 2 年間

2 年間保育士として引き続き就労すると貸付金が返還免除に!

※返還免除となるのは実際に保育料等に使用した事が証明できる場合で、貸付金との差額が生じた場合は精算します。

申込にあたり、下記の保育所等に 勤務している必要があります

認可保育所、幼稚園(条件有※)、認定こども園、認証保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、一時預かり事業、特例保育、認可外保育施設(地方単独保育施策に限る)、企業主導型保育事業

※詳細は東京都福祉人材センターホームページでご確認ください。

*上記の保育所等は原則として都内の事業所です。

申込の受付窓口は…

勤務先を通じて区市町村所管課へ!

(企業主導型保育事業の場合は勤務先を通じて
東京都福祉人材センターへ)

*収入基準を満たす連帯保証人が必要です。

*申込手続きの際は、東京都福祉人材センターホームページに掲載している「申込のしおり」で必ず詳細をご確認ください。

お問合せ先

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都福祉人材センター 資金係

〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター7階

☎ 03-5211-2911 (受付: 平日 9 ~ 17 時)

東京都福祉人材センターホームページ <https://www.tcswww.or.jp/jinzai/indexShikin.html>



フクシロウ

検索

保育所復帰支援資金（未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業）

貸付対象

未就学児をもつ保育士で、令和2年8月1日以降に保育所等（表面参照）において勤務を開始し又は産育休から復帰し、保育士として週20時間以上勤務している方

貸付額・貸付期間

保育料の半額（月額27,000円以内）・保育士として勤務する期間（最長1年）

留意事項

*実際にかかった保育料を記入した保育料確認書を東京都社会福祉協議会の指定する日までに提出していただき、貸付額に差額が生じた場合は精算します。その際に保育料決定通知書等の証明書類をご提出いただきますので必ず保管ください（提出できない場合は返還となる場合があります）。

再就職支援資金（潜在保育士の再就職支援事業）

貸付対象 ①、②両方を満たす方

- ① 保育士養成施設の卒業もしくは保育士試験の合格から再就職日までに1年以上経過している
- ② 下枠内の対象施設等*を離職した又は勤務経験のない方が、令和2年8月1日以降新たに東京都内の保育所等（表面参照）において保育士として週20時間以上の勤務を開始している

【対象施設等*】

認可保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所、地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業）、幼稚園

貸付額

400,000円以内（1人1回限り）

留意事項

再就職支援事業による貸付金の使途を申込時に明記していただきます（但し、下記の費用として使用する場合、領収書等の証明書類は不要です）。

【再就職支援資金の使途の例】

- ・保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・保育所等で使用する被服費
- ・保育所等の勤務に復帰するに当たり研修等を受けた際の研修費用
- ・保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費
- ・申請者の子供が保育所等を利用する際に必要となる費用
- ・子供の預け先を探す際の活動に必要な費用 など

※領収書等の証明書類は不要

子供の預かり支援資金（未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援資金）

貸付対象

未就学児をもち保育所等（表面参照）を利用しながら、令和2年8月1日以降保育所等で勤務していて、勤務の時間帯（勤務時間が早朝又は夜間等）によって子供の預かり支援事業（ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター派遣事業等）を利用している方

貸付額・貸付期間

子供の預かり支援事業利用料の半額（年額123,000円以内）・保育士として勤務する継続した期間（最長2年）

留意事項

実際にかかった利用料を記載した実績報告書を東京都社会福祉協議会の指定する日までに提出いただき、貸付額に差額が生じた場合は精算します。その際に子供の預かり支援事業利用料の証明書類をご提出いただきますので必ず保管ください（提出できない場合は返還となる場合があります）。



東京都福祉人材センターホームページに「申込のしおり」と申込書類を掲載しています。
申込を希望する資金について必ずご確認ください。

